

# 『適切な意思決定支援に関する指針』

## 1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者とその家族が、その人らしい最期を迎えられるよう、多職種にて構成される医療・ケアチーム（以下、チーム）との十分かつ適切な説明と話し合いを行い、患者の意思と権利が尊重される、医療・ケアを提供することに努める。

（厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを規範とする）

## 2. 人生の最終段階の定義と判断

### （1）「人生の最終段階」の考え方

患者が適切な治療を受けても回復の見込みがなく、かつ、死期が間近と判断された状態の期間である。期間とは、老衰を含め回復が期待できないと予測する生存期間を言う。

### （2）「人生の最終段階」の判断

患者がどのような状態であるかを踏まえて、多職種にて構成されるチームにて判断する。

## 3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

（1）医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者本人が多職種の医療・介護従事者にて構成されるチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが重要な原則である。

患者本人の意思は都度変化するものであることを踏まえて、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援をチームにより行い、患者本人との話し合いを繰り返し行う。患者本人が自ら意思を伝えられない状態となる可能性がある場合、家族等の信頼できる方も含め、患者本人との話し合いを繰り返し行うものとする。またこの話し合いに先立ち、患者本人は自らの意思を推定する方を前もって定めておくことも重要である。

（2）人生の最終段階における医療・ケアについて、開始・不開始、内容の変更、行為の中止等は、チームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

（3）チームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

（4）命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死については、本指針では対象としない。

#### 4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手段

人生の最終段階における方針決定は、次のものとする。

##### (1) 患者本人の意思確認ができる場合

- ① 医療・ケアの方針決定は、患者本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者より適切な情報と説明を行う。そのうえで、患者本人とチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、患者本人による意思決定を基本とし、チームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、患者本人の意思は変化しうるものであることから、チームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めた話し合いを繰り返し行うものとする。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容については、その都度、診療録に記載する。

##### (2) 患者本人の意思確認ができない場合

下記のような手順により、チームの中で慎重に判断する。

- ① 家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者本人にとって何が最善であるかについて、患者本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じ、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断をチームに委ねる場合には、患者本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容については、その都度、診療録に記載する。

##### (3) 意思決定困難な状況への対応：複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記（1）及び（2）における方針の決定に際し、

- ① チームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ② 患者本人とチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③ 家族等の中で意見がまとまらない場合やチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

上記については、状況に応じ院内または法人にて検討のうえ、方針等についての助言を得る。